

2025年度 学校経営方針

町田市立本町田ひなた小学校
校長 清水 淳

学校の教育目標

主体的に探究し、創造する子ども

- 魅せる 全力の姿 (粘り強く学び続ける自分) 【自己理解・自己管理能力】
- 讃える 仲間の努力 (違いを認めよさを紡ぎ合う) 【人間関係形成・社会形成能力】
- 繋ぐ 心の絆 (メタ認知 伝統の継承) 【課題対応能力】【キャリアプランニング能力】

目指す学校像

- 一人一人の子供の主体性と自律性をはぐくむ学校
- 一人一人の子供の自己有用感と自己肯定感を高める学校

基本方針

I 児童の育成の基本方針

1 確かな学力の向上

- (1) 仲間と協働して、課題を主体的・対話的に学習し、習得した学びを新たな学びに活用する質の高い知識の育成
- (2) 総合的な学習の時間をコアとした教科等横断的な授業内容の推進
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成
- (4) 授業に連動するとともに、ICTを活用した家庭学習の効果的な実施
- (5) 「特別の教科 道徳」「外国語」の推進・充実

2 基本的な生活習慣の確立と規範意識の育成

- (1) 学びの充実へとつながる望ましい生活習慣の推進
- (2) よりよい学校生活を目指し、異学年交流をはじめとした自治的で主体的な活動を創造し、日々を充実させる実践力の育成
- (3) 普段の生活指導目標に加え、児童が主体的に定めた行動目標に基づく規則やルールを遵守する態度の育成
- (4) 目標達成への手だてを思考し、実践及び改善する態度の育成

3 豊かな心の育成

- (1) 異学年交流(一つの班に全学年が所属する縦割り班活動)における協働的で自治的な活動の発展
- (2) 「ひなたの100冊」の選定や家庭と連携した読書週間など、読書活動の推進
- (3) 道徳的行為を日常生活の中で継続的に実践できる力の育成
- (4) 賢明な判断・気遣いある行為を実践できる力の育成

4 健やかな体の育成

- (1) 保護者・地域と共に教育活動の質の向上を目指す教育の推進
- (2) 体育における学びの充実に向け、協働して目標達成を目指す態度の育成
- (3) 外遊びや体育的活動を奨励するなど健康の保持・増進
- (4) 体力向上、保健指導、食育、各教科等を関連付けた望ましい生活習慣の涵養

基本方針

Ⅱ 学校づくりの基本方針

1 教職員の資質・能力の向上

- (1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な指導の実施
- (2) 教科等横断的な単元の開発と学習計画の策定
- (3) 学級・学年・教科・領域を超えて学び合う教育集団の確立
- (4) 日常的な OJT、得意を生かしたプチ講座、校内研究や授業観察における教員間で授業公開をとおしての指導力の向上
- (5) 服務規律の厳正

2 特別支援教育の充実

- (1) 的確な実態把握と有効な手だてによる指導の充実
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的で有機的な対応の発展
- (3) インクルーシブ教育の概念に基づいた教育活動の推進
- (4) 特別支援教育における実践的な研修の充実
- (5) 専門機関等との連携

3 開かれた学校の推進

- (1) 開かれた学校を目指し、授業公開をはじめとした積極的な教育活動の公開
- (2) 教育活動等の情報発信の更新、充実及び発展
- (3) コミュニティスクールとして保護者・地域とビジョンを共有し、学校運営協議員と連携した教育活動の推進
- (4) 地域連携担当教員及びボランティアコーディネーターと連携した積極的な地域教材及び地域人材の活用
- (5) 保護者及び児童による教育活動の評価の実施と改善策の策定

4 組織的な学校運営

- (1) 小中連携教育の推進
- (2) いじめ・不登校のない学校づくり
- (3) 安全・安心な学校づくり
- (4) 校務分掌を生かした計画的・有機的な職務の遂行
- (5) 個々の資質・能力を発揮かつ結集し、機動的に影響しあう分掌並びに組織として成果を上げる体制づくり
- (6) ライフワークバランス推進担当教員を活用した教職員の健康の保持・増進

5 教育効果を高める事務執行

- (1) 事案決定規定に基づく学校運営
- (2) 適正な情報の管理
- (3) 適切な施設・設備の管理
- (4) コスト意識をもった計画的・効率的な予算の執行

具体的な方策

I 児童の育成の基本方針

1 確かな学力の向上

VUCAの時代と言われる激動の社会を生き抜くため、学び続ける力が必要である。仲間と協働しながら、課題に対し主体的・対話的に学習し、新たな学びを発見し、解決策を創造する態度を涵養するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育成する。さらに、既知の知識などを総合的に関連付け答えのない課題を解決していく力を育成する。

そのために町田市教育プラン 24-28 の 8 つの取組と 6 つの選択を手掛かりに、授業改善推進プランを作成し、一人一人の児童がねらいを達成できるよう犀利に教材研究を行い、児童の実態に即した指導方法や授業展開を工夫する。

- (1) 仲間と協働して、課題を主体的・対話的に学習し、習得した学びを新たな学びに活用する質の高い知識の育成
 - ① 町田市教育プラン 24-28 にある 8 つの取組と 6 つの選択を手掛かりとし、異学年交流を中心とした研究授業をはじめ、教科等横断的な授業の発展・充実に努める。また、協働的な授業展開を手だてとし、個の学び→集団での対話的な学び→個の深める学びという学習展開を確立し、仲間の意見や考えを活用または参考にし、自らの意見や考えを再構築できる質の高い知識をもった児童を育成する。
 - ② 各教科等の指導において、意図的・計画的に現実社会に通じる体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、児童が協働的に学習に取り組み、主体的・対話的な学び合いの時間と場を設けるとともに、
 - ③ 全教育活動を通して、教師や仲間及び異学年の考え受け止め、共に考える態度と自分の思いや考えを相手に分かるようにしっかりと伝えられる思考力と表現力を養う。
 - ④ 特別な配慮を要する児童については、管理職、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター及びスクールカウンセラーにその状況を報告するとともに、特別支援教育校内委員会において当該学年担任をはじめとする関係の教員を話し合いに参加させ、サポートルーム担任、支援スタッフ等と共に指導方法や手だてを検討するなど、組織的に対応する。
- (2) 総合的な学習の時間をコアとした教科等横断的な授業内容の推進
 - ① 総合的な学習の時間をコアとし、校外学習など体験学習を活用し、社会に通じる課題を児童に提示し、各教科等を横断した単元の開発を行うとともに、新たな指導計画の開発や推進に努める。
 - ② 授業展開において、既知の事柄の交流になりがちな「話し合い」や、一方的な上下関係になりがちな「教え合い」の授業から脱却し、未知の事柄を探究し合う「聴き合う」授業を確立させ、未知の学びを年間指導計画の中に生みだし、深い学びを実現させる。
- (3) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成
 - ① 各教科等の指導において、児童の実態を的確に把握し、実社会に通じた指導内容をはじめ、授業内においても個別指導やグループ指導、反復指導、学習内容の習熟に応じた指導などを実施する。

- ② 第3学年以上の算数科の授業は少人数学習集団による指導を実施し、児童の習熟に即した指導を実施する。さらに、第1、第2学年においても習熟度別及びT T指導を実施する。また、外国語についてはALT及びMEPSと綿密に指導計画を立て「えいごのまちだ」の推進にあたる。
- ③ 放課後などにおいて、適宜、個別指導の時間を設け、全児童が評価基準に到達できるようにする。また、地域の方の協力の下、自主学習の場を開放すべく協議していく。
- ④ 各教科等の指導において、意図的・計画的に習得した基礎的・基本的な知識・技能や生活の中で得た知識・技能を活用する学習活動を実施する。また、国や都の学力調査やQUBENAなどの活用により児童の学習内容の定着の度合いを把握し、日々の学習指導に生かしていく。
- ⑤ 各教科等の指導において、発達の段階に応じた課題の追究の仕方や考え方の指導を行うとともに、学びで身に付けた力を実践できる場を設定するよう努める。
- ⑥ 各教科等の指導において、児童が考えたり体験したりできる場と時間を確保し、自分の考えや思いを言語で表現し他者に理解させる言語活動の充実を図る。
- ⑦ 各教科等の指導をはじめ、特に児童が対話的に学び合う場と時間を確保し、他者の思いや考えを理解し自分の思いや考えを深める学習活動を推進する。
- (4) 授業に連動するとともに、ICTを活用した反復的及び創造的な家庭学習の効果的な実施
 - ① 家庭と連携を図り、一人一人の児童の実態に応じた家庭学習を効果的に実施する。
 - ② 家庭学習においては、QUBENAを活用した学習をはじめとした反復学習(第3学年以上)の他、児童の発達段階及び到達度、習熟度に合わせた創意工夫ある児童一人一人に即した家庭での課題を与えるなどの指導を通して学習習慣の確立を図る。
- (5) 学習指導要領の完全実施による「特別の教科 道徳」の充実と「外国語活動」及び「外国語」の推進・発展
 - ① 「特別の教科 道徳」について、児童の実態に即した年間指導計画に基づき、考え、議論する授業展開し、よりよい生き方を実現しようとする道徳性を養う。
 - ② 「外国語活動」「外国語」について、各担任、ALT及びMEPSの連携を密にして身近な題材や場面を設定するなど授業を工夫し、総合的なコミュニケーション能力を向上させるとともに、国語科をはじめ他教科等で学習内容を取り入れ、英語によるコミュニケーション能力を更に発展させていく。

2 基本的な生活習慣の確立と規範意識の育成

学校生活を送る上で必要となる基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会生活を営む上で必要な規範を遵守する態度を養うことを目指す。生活指導部とともに特別活動部や道徳部等、関連の分掌が協働し、効果を上げるよう努める。

- (1) 学びの充実へとつながる望ましい生活習慣の推進
 - ① 家庭と連携した「早寝・早起き・朝ごはん・運動」の習慣化を図り、年間を通して規則正しい生活習慣と日常的に体力向上を図る活動を推進する。
 - ② 体力テストの結果を学校だよりなどで公表し、児童の体力の現状を保護者に実感させるとともに、家庭での運動習慣の意識を啓発し運動の日常化を図る。
 - ③ 生活習慣の向上の取組について、学校ホームページ等で情報公開し、日常的な運動並びに規則正しい生活習慣の重要性を啓発するとともに、長期休業期間中に家庭でも

出来る簡単な運動を紹介するなど児童の運動習慣を確立していく。

- (2) よりよい学校生活を目指し、異学年交流をはじめとした自治的で主体的な活動を創造し、日々を充実させる実践力の育成

- ① 児童に集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、主体的・対話的な活動を通して諸問題を解決しようとする協働的な態度を涵養するとともに、児童の委員会活動等において学校生活上の課題について話し合わせ、年間1回以上は課題解決に向けた活動を実践させるなど自治的で主体的な活動を推進する。
- ② 異学年交流をはじめ各学年・学級において、集団の一員としてよりよい学校生活を目指すための取組をさせ、主体的・対話的な活動を通して諸問題を解決する協働的な態度を養うとともに、振り返りにより新たな課題の発見や解決策などを創造し実践させる場と時間を設け、実践力を育成する。

- (3) 普段の生活指導目標に加え、児童が主体的に定めた行動目標に基づく規則やルールを遵守する態度の育成

- ① 生活指導目標に基づき全教職員が挨拶の仕方などをはじめ共通の指導を行い、正しい学校生活の決まりを守るとともに、基本的な生活習慣の確立を図る。また、各行事などの機会において、各学年または各学級で行動目標を立て目標達成に向けた取組を実施する。
- ③ 取り上げられた課題の解決に向けて一致した指導が行えるようにするため、毎週火曜日のスタッフ会議を活用し、教育活動における課題や解決に向けての取組の共通理解を図るとともに、週1回の生活指導夕会において、課題のある児童の状況及び指導について情報交換並びに各学年の指導の状況の情報について共有する。
- ④ 週番の教員は、校内外を巡視し、児童の様子を把握するとともに指導を行う。また、毎金曜日に次週の週番と引継を行い、指導の継続性を図る。
- ④ 「生活の目標」「安全指導」等について児童に周知し、守るべき規則やルールを明確にするとともに、児童の発達段階に応じた指導を通して、これらを守る必要感をもち、確実に遵守できるようにする。
- ⑤ 児童会活動を活用して規則等を遵守する指導を適切に行うとともに、適宜、振り返りをさせ、規則やルールを遵守することのよさや大切さを称賛の場を設けるなどして感得させる。

- (4) 目標達成への手だてを思考し、実践及び改善する態度の育成

- ① 各月の生活目標等を児童に周知し目標達成への道筋を思考させるとともに達成への進捗状況を振り返らせ、目標達成に向けての取組を思考させる。
- ⑤ 各学級において、学期ごと及び行事ごとなど、学校生活の節目に児童に目標やめあてを立てさせ、達成に向けての取組を児童自らに考えさせキャリアパスポートなどに記させるとともに、振り返りをさせ次の行事等に生かせるようにする。
- ③ 児童に、適宜、学校生活を振り返らせ、現在における目標やめあての実現状況を把握させるとともに、キャリアパスポートに記させ児童が達成感や成就感をもつことができるようにする。

3 豊かな心の育成

教師と児童、学年を超えた児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図られるようにする。道徳部とともに

に特別活動部や生活指導部等の分掌が協働し、異学年での活動を活発化させ効果を上げるよう努める。

(1) 異学年交流(一つの班に全学年が所属する縦割り班活動)における協働的で自治的な活動の発展

- ① 児童に集団の中でのルールと役割を自覚させ、社会性をはぐくむために全学年が一つの班に所属する縦割り班活動を実施し、実態に即した活動内容を意図的・計画的に実施し、充実させる。
- ② 縦割り班活動において班ごとにゲーム、体育的活動、プレイフルラーニングなど、様々な活動を通して、学年を超えた学び合いの雰囲気を醸成し、日常的に交流が図られるよう意図的・計画的に実施する。共に活動することの喜び、並びに成長することの喜びを実感させる。

(2) 「ひなたの100冊」の選定や家庭と連携した読書週間など、読書活動の推進

- ① 小学生のうちに児童に読ませたい図書「ひなた小100冊」の策定及び活用を推進し、学年を超えてお勧めの本を紹介し合う活動など児童会などを通じて展開し、読書に対する児童の関心を醸成していく。
- ② 児童が想像力を豊かなものにできるように、国語科の教科書に記載されている著者の本紹介、読書週間の充実、学校図書館等の読書環境の整備、児童の図書委員会の活動に加え、保護者による読み聞かせや親子読書週間を設定し家庭でも親子で読書することを促すなど読書活動を推進し、表現力を高め、創造力を豊かにする。
- ③ 学校図書館の蔵書について、司書教諭と学校図書館担当者が連絡を密にとり選定作業等を進めるとともに、図書委員会などと連携し、児童の読書意欲を高めていく。

(3) 道徳的行為を日常生活の中で継続的に実践できる力の育成

- ① 日常の学校生活において児童自身の行為の振り返りをさせ、善悪の判断が正しくできていたのかを考えさせるとともに、1年間を通して道徳的行為を創造させ継続的に実践できる機会を意図的・計画的に設ける。
- ② 道徳の時間においては、学年ごとの年間指導計画に基づき各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育との関連を図り、考え、議論する授業展開を通し児童の心の琴線に触れる指導を行い、道徳的实践力を育成する。
- ③ 道徳教育の全体計画を作成し、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて、命の尊さなど適切な道徳教育が行われるようにする。

(4) 賢明な判断・気遣いある行為を実践できる力の育成

- ① 全校で、あるいは各学年で、児童による委員会活動を活用し、挨拶運動や廊下歩行運動など、賢明な判断に基づく道徳的行為を実践させる場や機会を設定するなど、道徳的实践が行われるようにする。
- ② 日常の学校生活において、児童一人一人の行為が他者にどのように感じられたかを考えさせるとともに、どのような立ち居振る舞いや気遣いが望ましいのかを考えさせ、実践に結び付ける。
- ③ 道徳授業地区公開講座において、全学年全学級において同じ内容項目で保護者・地域に特別の教科道徳の授業を公開する。さらに、講演内容についても児童と同じ内容項目に関する講演をしてもらうなど、「親子道徳デー」として、各家庭でも道徳的实践力を高めていけるようにするとともに、道徳的価値の大切さを広め、保護者・地域と共に児童の道徳的实践力を育成する雰囲気を醸成する。

4 健やかな体の育成

運動を通じて体力を向上させるとともに、望ましい食習慣や睡眠など健康的な生活習慣を形成し、児童の心身の調和のとれた発達を図る。また、それぞれの分掌が企画・運営する教育活動を密接に関連付けるとともに、体育主任をはじめとする全教員、養護教諭、栄養士、スクールカウンセラーなどが連携して教育効果を上げるようにする。

(1) 保護者・地域と共に教育活動の質の向上を目指す教育の推進

- ① 統一体力テストの結果を学校だよりなどで公表することにより、保護者に我が子及び本校児童の体力の現状を実感してもらい、家庭での体力の向上の取組の必要性についての意識の啓発をおこなう。
- ② 家庭と連携して、規則正しい生活習慣、並びに家庭でできる運動などを奨励していく。また、アンケート調査から、児童の実態把握及び分析を行い、結果に応じて学校での取組を改善していく。
- ③ 取組の成果を体力の現状・規則正しい生活習慣・望ましい食生活の観点から保護者・地域に報告し、次年度に向けての各家庭での取組に寄与するようにする。

(2) 体育における学びの充実に向け、協働して目標達成を目指す態度の育成

- ① 縦割り班による体育的活動をはじめ、教科体育においても学年を超え協働して運動をする楽しさを味わわせ目標達成を目指す雰囲気を醸成していく。
- ② 一校一取組として、一年を通した全校体育の取組や長なわ週間、短なわ週間、持久走週間などを設定し、全校をあげて実施する。
- ③ 統一体力テストの結果をはじめ、本校児童の課題を解決するための運動や取組を体育科の指導計画に位置付け、意図的・計画的に全教員で実施する。
- ④ 各教科等において、「聴き合う」授業を展開し、協働して各教科等のめあての達成を目指す児童の態度の育成を図る。

(3) 外遊びや体育的活動を奨励するなど健康の保持・増進

- ① 校庭や希望の森など児童が体を動かす環境を整え、校庭で遊べる日数をできる限り確保し、外遊びを奨励し、日常的に外で体を動かす習慣を身に付けさせる。
- ② 体力向上の取組と関連付けた遊びを提示するとともに、家庭と連携して児童に睡眠の大切さを啓発し、実践力を児童に身に付けさせる。
- ③ 児童に睡眠の大切さをはじめとする健康的な生活についての知識を習得させるとともに、家庭の協力を得ながら早寝・早起き・朝ごはん・簡単な運動の規則正しい生活を習慣付ける。
- ④ 施設・設備の点検を定期的に行い、修繕・改善していき、けがの防止に努める。
- ⑤ 生活習慣について課題のある児童に対し、家庭と連携し、解決にあたる。

(4) 体力向上、保健指導、食育、各教科等を関連付けた望ましい生活習慣の涵養

- ① 児童の食に関する課題を把握し、栄養士と学級担任等が連携し、児童に食に関する正しい知識を習得させるとともに、給食試食会などで家庭との連携を深め、望ましい食習慣の形成を図る。
- ② 体力向上の取組、保健指導及び各教科等と関連付け、望ましい生活習慣の実践力を児童に身に付けさせるよう教育計画を教科等横断的な指導計画を確立していく。

Ⅱ 学校づくりの基本方針

1 教職員の資質・能力の向上

教育公務員としての自覚を深め、児童に予測困難な社会を「学び続け」、逞しく生き抜く力を確実に身に付けさせる教育集団として教職員を育成していくよう努める。

(1) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な指導の実施

- ① 年3回の管理職による授業観察並びに日々の教育活動を学年会等において犀利に振り返るなど、教材研究を日常的に行うようにし、教材解釈、指導方法・指導体制等について検討し、授業を充実させる。
- ② 生活体験や性格も違う児童が集まった個性豊かな学級だからこそその意見や考えを言語化させ、交流し合わせ、学びを深め合う「聴き合う」授業の展開を追究し、全ての児童に学ぶ喜びを味わわせる。
- ③ 主任教諭を中心に得意教科・領域の学習指導についてプチ講座を実施し、協働的な学習や体験的な学習を手立てとした「分かる授業」「楽しい授業」を創造し、児童が学習の達成感や成就感を味わえるようにする。

(2) 教科等横断的な単元の開発と学習計画の策定

- ① 教科等横断的な教育活動を図るため、時事問題などを取り入れた実社会に通じる授業単元の開発と教育環境の充実を同時に進め、日々の教育活動の中で、学び合いや高め合う場を設定するとともに、成果を学校便り、保護者会などで報告する。
- ② 異学年交流を中心とした特別活動の校内研究において、ゲーム、体育的活動、プレイフルラーニングの3分科会編成とし、ICT機器を活用して各活動を振り返り、講師の指導・助言から活動の意義の理解を深め、事後に生かして活動を改善していく。
- ③ 校内研究をOJTの一つの場と捉え、人材育成の面から本活動のほか、事前活動・事後活動を行う中で、学級経営や児童把握に至るまで活動案を超えた教員間の学び合いができるようにし、教員全体の指導力を向上させる。

(3) 学級・学年・教科・領域を超えて学び合う教育集団の確立

- ① 年間を通して各学年の指導計画を随時マネジメントするとともに、各教職員が東京都教育委員会や町田市教育委員会による研修会、町田市公立小学校教育研究会などの研修で得た知識・資料などを全体に広めるよう時間を確保していく。
- ② 放課後において職員室での職務遂行を奨励し、教育活動や教育計画について情報共有できる場としていくとともに、教職員相互に得意分野の研修会や学び合いなどが日常的に行われるよう努める。

(4) 日常的なOJT、得意を生かしたプチ講座、校内研究や授業観察における教員間で授業公開をととしての指導力の向上

- ① 日々の授業や校内研究の活動並びに管理職による授業観察をOJTの一環として教員にも公開し、相互によりよい授業を目指す教員を育成する。さらに教職経験4年以下の教員を対象に、主任教諭を講師とした若手研修を実施し教員として必要な資質・能力の育成に努める。
- ② 若手研修の企画運営については教職経験4年以上の教諭が担い、時機に応じた内容を精選し、主幹教諭や主任教諭を講師に招くなど学び合う雰囲気醸成に努める。

(5) 服務規律の厳正

- ① 服務にかかわる法令等について、職員会議等で管理職による指導を行う。

- ② 服務規律について、適宜、管理職による指導を行う。
- ③ 年度当初、7月及び12月に服務事故防止研修を行い、全教職員の法令遵守の意識を高める。

2 特別支援教育の充実

生活及び学習において教育的支援を必要とする児童に対し、組織的な対応をし、インクルーシブ教育の概念の下、合理的配慮等を踏まえ全自動に学びの楽しさを味わわせるよう努める。

- (1) 的確な実態把握と有効な手だてによる指導の充実
 - ① 特別な教育的支援を必要とする児童について、生活指導夕会で情報交換をし、的確に実態を把握するとともに、巡回指導員及び専門家チームとの連携を図る。
 - ② 必要に応じて、適宜、特別支援教育校内委員会を開催し、関係諸機関との連携を図るとともに、最善の策を保護者と模索するなど当該児童の問題解決にあたる。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的で有機的な対応の発展
 - ① 特別な教育的支援を必要とする児童に対する支援の内容・方法について、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育校内委員会で検討し、組織的・継続的な支援ができる体制を充実・発展させていく。
 - ② 特別支援教育校内委員会を定期的に開催し、児童の状況や支援の状況について検討し、必要に応じて新たな支援の検討を行う。
- (3) インクルーシブ教育の概念に基づいた教育活動の推進
 - ① 通常の学級担任と通級指導学級の担任及び特別支援学級の担任との連絡を密にし、全ての児童が充実した学校生活を送れるようにするとともに、町田の丘学園との副籍交流を推進し、共生の理念を保護者・地域に根付かせていく。
- (4) 特別支援教育における実践的な研修の充実
 - ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、第2期特別支援教育推進計画及び特別支援教育ハンドブック等を基に具体的な手だてや指導方法などの知識や特別支援教育についての理解を深める研修会を開催する。
 - ② サポートルームの教員、特別支援教室専門員、スクールカウンセラー及び特別支援学級の教員と連携し、日常的に各学年の担任、関係の専科教員、特別支援教育コーディネーターが特別支援学級児童をはじめ、サポートルームの通級児童並びに特別支援教育の手だてが有効である児童についての指導法を明らかにしていく。
- (5) 専門機関等との連携
 - ① 専門機関等と連携を深め、特別支援教育の支援体制、指導内容及び指導方法の見直しを計画的に行い、改善に努める。

3 開かれた学校の推進

保護者、地域との連携し、本校の教育活動に理解を得るとともに、協力を得られるようにする。

- (1) 開かれた学校を目指し、授業公開をはじめとした積極的な教育活動の公開
 - ① 保護者が参加または参観しやすいよう工夫された学校公開や学校行事など、授業公開の工夫をし、本校の目指す教育についての理解を保護者・地域に深めていく。
 - ② 運動会や展覧会または学習発表会などの学校行事をはじめ、各学期に3回以上、授

業等の教育活動を公開し、保護者が教員の指導や児童の活動を参観することにより、本校の教育活動について理解を得るようにする。

③ 道徳授業地区公開講座において、児童の実態に即した統一した内容項目での道徳の授業を公開するとともに、保護者・地域対象の講演会の内容も同様のものとし、保護者・地域・学校が三位一体となって児童の心の育成を図る体制を確立する。

④ セーフティ教室を開催し、インターネットに潜む危険性についてなど学年に応じた内容を取り上げ、保護者・地域・学校がそれぞれの立場でできることを確認し、児童の安全な生活を保障する体制を確立する。

(2) 教育活動等の情報の発信の更新、充実及び発展

① 学校便り、学校ホームページ、学級便り等で教育活動を保護者、地域に都度、情報発信し、本校の教育活動について理解と協力を得る。

② ホームページに、学校便り、保健便り、給食便りについて毎月更新するとともに、適宜、特色ある教育活動の様子なども「学校日記」において一年を通じて掲載していく。

③ 給食実施日において、伝統的な献立、オリンピック・パラリンピック教育に関連するなどの特色ある献立について給食便りに掲載するとともに、児童の活動が給食に関連した日は、その様子も情報発信していく。

(3) コミュニティスクールとして保護者・地域とビジョンを共有し、学校運営協議委員と連携した教育活動の推進

① コミュニティスクールとして保護者・地域と教育活動のねらいやビジョン等を共有し、社会に開かれた教育課程を実施していく。

② 年5回以上、学校運営協議会を開催し、教育課程の進捗状況並びに成果と課題を話し合うとともに、次年度に向けて12月頃に教育課程についての改善策、3月頃に学校経営計画等について話し合い学校組織や教育課程の方針をまとめていく。

(4) 地域連携担当教員及びボランティアコーディネーターと連携した積極的な地域教材及び地域人材の活用

① 地域連携担当教員及びボランティアコーディネーターを活用し、指導内容にかかわる専門家等、外部の方をできる限り地域から探しゲストティーチャーとして積極的に迎え、指導をしてもらう機会を設定するとともに、児童が実際に社会の中で活動する場を地域に設定すべく地域教材の開発に努める。

② 学校運営協議会において話し合われた成果や課題、理事からの評価及び称賛を教職員に随時報告し、より教育効果を向上させる。

(5) 保護者及び児童による教育活動の評価の実施と改善策の策定

① 教員による評価を7月及び12月に行い、達成状況の評価と改善策を検討する。

② 児童及び保護者による評価を12月に行い、結果と改善策を公表し、次年度の教育計画に反映する。

4 組織的な学校運営

全教職員が児童の生活面及び学習面について、学校経営方針に基づき、組織的に教育活動にあたるようにする。

(1) 小中連携教育の推進

① 町田第三中学校、本校、町田第三小で開催する三校教職員研修会での授業参観及び協議会などを通して教員相互の交流を図る。

- ② 地区委員会及び各自治会などが主催する体験的活動に積極的に参加させ、本校の児童同士をはじめ近隣小学校の児童との交流を図る。
- ③ 防災教育デーを活用し、町田第三中学校区で連携した避難訓練を行う。
- (2) いじめ、不登校のない学校づくり
 - ① 全教育活動において児童の状況を犀利に把握し、児童の変化の早期発見に努める。
 - ② 児童及び保護者からの相談を真摯に受け止め、初期対応を的確に行うとともに、必要に応じて関係諸機関と連携して解決にあたる。
 - ③ 心のアンケートの結果を基に、各児童の状況を生活指導部及び特別支援教育校内委員会で共有し、問題がある場合は特別支援教育委員会を中心に解決にあたる。
 - ④ 毎金曜日の生活指導夕会で児童の様子について情報交換を行うとともに、月1回以上のいじめ対応チームでの話し合いも行い、課題の解決の手だてや方向性を共有し、全教職員で解決に向け指導にあたる。
 - ⑤ いじめ及び不登校など、生活指導上の問題が発生した場合は、管理職・生活指導主任・教育相談担当・担任・その他関係の教員で教育相談会議を開き、対応策を検討し、解決を図る。
 - ⑥ いじめ防止に向け、縦割り班活動、きょうだい学年活動、委員会活動や各学年及び各学級において、児童の主体的な活動及び創造的な取組を推進し、児童相互の交流を深め、いじめ防止に対する意識を高める。
- (3) 安全・安心な学校づくり
 - ① 考え得る災害及び危機における多様な状況や時刻を想定した避難訓練を計画的に実施する。また、予告なしの避難訓練を設定する。3月に1年間の成果と課題について生活指導部を中心に明らかにし、次年度に生かす。
 - ② 新型コロナウイルスなど感染症対策について、国及び都の動向、並びに市の施策に傾注し、随時、保護者・地域に本校の感染症対策について周知して理解協力を得るよう努めるとともに、感染症対策の徹底を図る。さらに、施設・設備の定期的な消毒・点検を行い、修繕などを行う。
 - ③ 地域巡りにより学区域の危険箇所の発見に努め、回避方法等を検討し、児童が安全安心に登下校できるようにする。また、地域巡り期間以外にも、適宜、学区域を巡回する。特に交通安全についての観点を常に忘れず巡回する。
- (4) 校務分掌を生かした計画的・有機的な職務の遂行
 - ① 各分掌の目標及び達成のための手だてに基づき、運営計画を作成し、計画的に職務を遂行する。
- (5) 個々の資質・能力を発揮かつ結集し、機動的に影響しあう分掌並びに組織として成果を上げる体制づくり
 - ① 個々の資質・能力が最大限発揮させるよう分掌配置をするとともに、各分掌において日常的に人材育成が成される組織にしていく。
 - ② 各教職員が夏季休業中に東京都教育委員会や町田市教育委員会による研修会、町田市公立小学校教育研究会などの各研修で習得した内容や得意分野の指導法等を報告するなど、教員全員が研修の成果を共有する。
 - ③ 研修で得た成果について、研修内容の資料を C4fh の学校掲示板に掲載または机上に配布・報告することにより、教職員全体で共有し授業力の向上を図る。
- (6) ライフワークバランス推進担当教員を活用した教職員の健康の保持・増進

- ① 主任教諭の男性を2名、ライフワークバランス担当教員として指名し、ライフワークバランスについての意識を高めるとともに、主幹教諭や主任教諭によるOJTを充実させ、仕事の優先順位や効率的な職務遂行の手だてを若手教諭に指導し、勤務時間内に職務を終えることができるようにする。
- ② 教員相互の情報交換を密にし、各教科等の指導計画・指導案の共有化を図るとともに、授業に有効な教材や教具をデータ化し、各学級において有効に活用できるようにする。

5 教育効果を高める事務執行

- (1) 事案決定規定に基づく学校運営
 - ① 事案決定規定を全教職員に周知し、責任者を明確にして各事案の決定を行う。
- (2) 適正な情報の管理
 - ① 個人情報を含む重要情報は重要情報取扱い要領に基づき、細心の注意をはらって取り扱う。収集した情報は適正に管理し、目的以外には使用しない。
 - ② 提出が求められている書類等は、定められた期日までに定められた様式で作成し提出をする。
- (3) 適切な施設・設備の管理
 - ① 常に施設・設備の維持・管理を適切に行い、安全を確保する。
 - ② 必要に応じて施設・設備の改善を行い、教育効果を高めるように努める。
- (4) コスト意識をもった計画的・効果的な予算の執行
 - ① コスト意識を高め、計画的・効果的な予算の執行を行う。
 - ② 業者選定にあたっては、複数の業者から見積もりを取るなどして透明性を確保し、効果的に予算を執行する。
 - ③ 節水や節電、用紙類の再利用等を確実にし、経費の節減に努める。

今年度のキャッチフレーズ

**仲間が増えるって、おもしろい！
楽しい！できることいっぱい！**